

令和2年

寒河江市農業委員会第10回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第 1 0 回総会

日 時 令和 2 年 9 月 2 5 日 (金) 午前 9 時 0 0 分  
会 場 寒河江市役所 1 階 議会会議室

出席委員

1 番 鈴 木 浩 之	2 番 土 田 彦 雄	3 番 渡 辺 裕 之
4 番 新 宮 しのぶ	5 番 眞 木 早百合	6 番 奥 山 浩 二
7 番 芳 賀 宏	8 番 大 泉 孝 彦	9 番 影 沢 政 俊
1 0 番 後 藤 孝 好	1 1 番 氏 家 理 香	1 2 番 菊 地 ひとみ
1 3 番 猪 倉 通 文	1 4 番 相 原 稔	1 5 番 片 桐 道 雄
1 6 番 山 田 和 義	1 7 番 菅 井 孝 一	1 8 番 木 村 三 紀

事務局

事 務 局 長 門 口 隆 太	事務局長補佐(兼)農地係長 芳 賀 豊 彦
総 務 主 査 高 子 英 晴	総 務 係 長 菊 地 亮
農 地 係 主 事 安 達 寛 人	

報告事項

- (1) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地法の規定に基づく許可を要しない(農地法第 4 条第 1 項但書き)農地の用途変更について

議事

- (1) 議題 4 1 号 農地法第 3 条の規定による許可処分について
- (2) 議第 4 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第 4 3 号 農用地利用集積計画書の審議について
- (4) 議第 4 4 号 非農地証明書の審議について
- (5) 議第 4 5 号 寒河江市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指

針」の見直し案について

開会 午前 9時10分

木村議長            それでは、まず総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長            それでは、8番・大泉委員、12番・菊地委員にお願いします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。事務局。

事務局(安達主事)    はい、議長。  
事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長            ありがとうございます。ただいまの報告について何かご質問はありますか。

(発言なし)

木村議長            質問がないようですので、ほかに事務局からありませんか。

事務局（安達主事） ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第４１号から議第４５号までの議案について一括上程します。

- (１) 議第４１号「農地法第３条の規定による許可処分について」
- (２) 議第４２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」
- (３) 議第４３号「農用地利用集積計画書の審議について」
- (４) 議第４４号「非農地証明願の審議について」
- (５) 議第４５号「寒河江市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直し案について」

以上、議第４１号から議第４５号まで一括上程します。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。１７番、菅井です。

去る９月１８日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に関わる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として農地法第５条の許可申請案件１件、非農地証明願案件２件の合計３件を審査しました。

議第４２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書

の審議について」、順位 33 番、寒河江地区仲田の畑 10 筆の宅地用分譲敷地 8 区画への転用の案件です。申請地は都市計画区域内の用途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

次に、議第 44 号「非農地証明願の審議について」、順位 8 番、南部地区の案件です。現地は島の土地で、近隣住民によると、平成 10 年から車庫が敷地西側に建築されているとのことで、現在まで願い出人の車庫用敷地として長く利用されており、現地調査の結果、願い出のとおり宅地であり、非農地と判断できる場所でした。

次に、同じく非農地証明願の案件で、順位 9 番、寒河江地区の案件です。現地は洲崎の土地で、昭和 58 年 5 月 27 日に農政 972 号にて有限会社寒河江渋谷会館代表取締役渋谷耕治が転用許可を得て、駐車場敷地として利用してきましたが、当時の許可証を紛失したことから、このたびの証明願となりました。調査しましたところ、現地は転圧の上碎石が固められ、簡単に農地に復元することができない土地であり、また近隣住民 2 名より、長らく雑種地として利用されていることから、非農地と判断できる場所でした。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところ です。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については 30 分程度としまして、9 時 45 分までとします。それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時17分

再開 午前 9時50分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第41号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉委員。

片桐委員 はい、議長。13番、猪倉です。

(議案書順位42番朗読)

これにつきまして、去る9月13日、相原委員、川越推進委員、影沢委員と4人で現地を見てまいりました。これにつきまして、平成17年から平成26年まで基盤強化法で賃借権契約を結んでいた。平成26年以降も契約切れ時期に気づかず耕作していたが、今年度、コロナ関連の県への交付金を申請するために確認したところ、契約切れに気づいたため、今回、再契約するための申請であります。これにつきまして、先ほど申しましたけれども、4名で現地を見てまいりました。本人は、XXXXXXXXXXさんがこれを契約更新で耕作してくればありがたいということで、地区審査でも異議はございませんでした。

なお、これ以下の躑躅山につきましては、我々地区担当の農業委員が現地の確認をその都度やるとか、指導とか、そういうものを含めて見守っていきたいと思います。

以上です。

(議案書順位 4 3 番朗読)

これにつきまして、私と影沢委員と鬼海推進委員で、3人で見てまいりました。この場所は、国道287号線と三泉線との信号がある十字路のちょうど三角形のところにあります。[ ]さんからは徒歩1分ということであります。これにつきまして、[ ]さんは高齢でありますので、これでいいのですかと3人で確認してまいりました。ところが、[ ]さんの娘と孫さんが間もなく千葉からこちらに移り住むということで、それでは後継者ができるということで、3人とも、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いするわけでありまして、私が言いたいのは、42番の件で躑躅山の3筆ありますけれども、これは5反歩ちょっとありますよね。ここは、私、毎日道路通っていくんですけれども、もう十何年前から耕作放棄地状態でありまして、これで契約しても、今、地区の農業委員が詳しく監視するということでもありますけれども、今までどうして監視しなかったのかということに私は一つの疑念があります。その樹園地はもう十何年もそういう状態でありまして、それを、今もう再生は不能と私は見ております。そんな状態でこの契約をしてもいかなものかと思えますけれども、ここはあくまでも高松地区で耕作放棄地には上げていなかったのかということも私から聞きたいと思えますけれども、どうでしょうか。

相原委員。

相原委員

はい、議長。14番相原です。



耕作放棄地に上ってはいなかったのかと思います。確かに、特に一番目立つ1か所は、加温ハウスがもう長年放置されて、くずがびっしりはっていて、すごい状態になっているのは昔からみんな見ているわけなんですけれども、なかなか当人は一生懸命なんですけれども、拡大する規模に労力が追いついていかなくなってしまう状態です。今回、この一番上の上谷沢の件が本人自宅の目の前で、3反歩の田んぼに加温ハウスを4棟建てて、そこは一生懸命管理しているんですけれども、同じ持ち主の山手のほうのものも一括して借りている部分について、どうしても、昔は一生懸命サクランボを作っていたんですけども、だんだんだんだん後期高齢になって手が回らなくなっているということで、今回新たにそこも含めて契約のし直し、更新ということなので、非常に突っ込まれるところではあるんですけれども、本人とも今後詳しく話をし、もう少し見栄えよくしておくようお願いしたいとは思っております。今のところまずこれぐらいしか申し上げられないところが苦しいところではありますが、以上です。

木村議長

分かりました。ここの現場は見たことある人いますか、ほかの農業委員で。あるよね。場所は、上野大橋あるでしょう。あそこへ行って大江町に真っすぐ抜けて行って、高速道路の上が交差しますよね。そこのカーブになっているところのちょうど右手の上なんです。こっちから行くと行くとでちょっと分かりにくいかもしれないけれども、大江町のほうから行くとはっきり分かるんだよね。私、さっきも言ったけれども、ナスの出荷にいたり、今は毎日孫を学校に送り迎えしているから毎日通っていくから、さっきも言ったけれども、何でもここは高松地区で耕作放棄地に上げなかったのかなとは、ずっとこういう農業委員という立場で思っていましたんですけ



順位42番の案件につきましては、先ほどありましたように、補助金の申請のためということもありますが、会長からありましたことをご含みいただきまして、農地法第3条調査書に基づきます調査の結果、農地法第3条第2項には該当しないと確認しておりまして、許可要件の全てを満たすと考えております。

また、順位43番につきましても、同じく農地法第3条調査書に基づきます調査の結果、農地法第3条第2項には該当しないということを確認いたしております。このことから、許可要件を全て満たすと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。当然、私のさっきの意見も含めてでありますけれども、何かございませんか。現場を見たことがある人。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。5番眞木です。

このたび高収益作物の補助金関係でこれを更新したいということでしたけれども、今、耕作放棄地となっているような樹園地も含まれてしまうのでしょうか。そこを除いての面積なのでしょうか。

木村議長

事務局。

事務局（事務局長）

はい、議長。

高収益作物次期作支援交付金の概要について、もう少し説明させていただきます。

この事業につきましては、まず一つの要件が、令和2年2

月から4月までの間に出荷したということがまず入り口要件です。その後、補助金は作物ごとに単価が決まっています、1反歩あたり幾らという形で支払われるんですが、その支払いを受けるに当たってもう一つ、次期作に向けた取組を実施することということで、取組が幾つかありまして、その中の2つ以上実施するというのがまず次の要件となっています。それで、対象となる面積はどうかというと、その次期作に向けた取組を実施した面積、実施する面積が対象になります。つまり、放棄地において次期作に向けたいろんな手を加えるとは考えづらいということから、今後も耕作していく意欲のあるところが交付金の交付対象になるということになりますので、放棄地は基本的には交付対象としてそもそも申請人も上げてこないと認識しております。

木村議長

いいですか。ということは、今、耕作放棄地では上がっていないんだからいいという説明ですよ。

事務局（事務局長）

いや、そもそも取組をその方がやらないと補助金の対象にならないので、今回、耕作放棄地としてうちとして正式に認識しているか、していないかというよりは、そこの耕作放棄地に対して申請する方が次期作に向けて手を加えるのか、加えないのかということも補助金の対象になるということで、そういう面を考えると、今回、必ず契約しないと補助金が下りないのかというと、別に契約しなくても、そもそもちゃんと作っているところを対象に補助金が下りるという形です。

木村議長

分かりました。

ということで、相原委員、ぜひそういったことを指導して、この■■■■さんにひとつご指導をよろしくお願いしたいと思います。

相原委員           はい。

木村議長           よろしいですか。ほかにございませんか。

(発言なし)

木村議長           なければ、採決します。

議第41号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長           全員賛成ですので、議第41号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長           次に、議第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

片桐委員           はい、議長。16番、山田です。

お手元の資料の8ページをお開き願いたいと思います。

(議案書順位33番)

なお、現地につきましては、グンゼの東側に位置しております。隣が通勤職員の駐車場の近くという物件でありますけ

れども、これにつきましては先ほど菅井代理よりありましたとおり、9月18日に事前審査会で現地の確認をさせていただいています。なお、本日の地区審査でも問題はないということでもありますので、ご報告させていただきます。よろしくをお願いします。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。13番猪倉です。

木村議長

ごめんなさい、山田委員。

山田委員

はい、議長。16番山田です。

9ページをお開き願いたいと思います。

(議案書順位35番)

なお、9月14日でありますけれども、片桐委員と小野推進委員とともに現地の確認をまいりました。貸人、借人は親子関係で、父親の畑の一部を息子さんが借りて家を建てるということでもあります。現地については、東新山公民館道路向かいの西側に位置してございます。周囲は全て宅地ということでもありますので、申請のとおりであれば何ら問題はないということを確認してまいりました。また、地区の審査会でも異議はございませんでした。

(議案書順位36番)

なお、この件につきましても、片桐委員、小野推進委員と現地の確認をしてまいりました。現地については、主要地方道寒河江西川線より元町住宅街西側にありまして、元町地区内の八幡原第2公園のちょうど道路向かいにある農地であります。周辺は既に宅地、建物等が建ち並んでおりますので、この件についても何ら問題ないということで確認してまいりました。なお、地区審査でも異議はございませんでした。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、改めて高松・醍醐地区、猪倉委員。

山田委員

はい、議長。13番猪倉です。

(議案書順位31番)

これの現地を確認してまいりました。9月13日、影沢委員、私と相原委員、あと川越推進委員と4人で現地を見てまいりました。これは、場所は国道112号線と287号線陸橋の手前というか、寒河江チェリーランドの大体200メートル寄り、国道脇の土地であります。大泉興業さんはもともと駐車場とか事務所とか持っておりましたが、このコロナ騒ぎでどうも社員がゆっくり休めないという理由で、近くの■■■■■■■■■■さんの土地を求めたいということであります。サクランボが1本、ハウスがちょっとある場所であります。この場所は、改良区の意見にもありますように、建物が建ってもほかにも迷惑がかからないということで見えてまいりました。

(議案書順位32番)

これにつきましても、先ほど申しました4人で一緒に確認しました。面積が4.5平米とわずかな面積なんですが、これは■■■■さんの畑、農地になります。これを■■■■さんが自宅への通路として求めたいということでありましたので、■■■■さんの土地が4.5平米というわずかな面積が減るだけで、■■■■さんも納得しておりますので、これも問題なかろうと見てまいりました。地区審査でも異議はございませんでした。

(議案書順位34番)

これも、先ほど申し上げましたように4人で見てまいりました。この場所は谷沢の旧道で、バイパスではなくて、もう端のほうでございました。上野近くの上谷沢というところでもございました。旧道近くに■■■■さんの自動車工場というか倉庫がありまして、その敷地がL字になっているんです。L字の中に■■■■さんの134平米という土地がありまして、これを今回、今までは借りて駐車場に使ってございましたけれども、これからは所有するというので、わずかな面積であります。もともともう駐車場用敷地になっていて、農地としては再生するには無理ではないかということで、そのまま使ってくれるということで、周りにも影響はないということで、道路の脇であります。道路と農道があって、■■■■さんの屋敷がある。これを下がって行って道路側であります。これなら周りに何ら影響はないということで、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説



明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

それでは、事務局からご説明いたします。

順位3 1番は、駐車場及び倉庫用敷地への転用申請になっております。申請地は農用地区域外の農地でありまして、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない小集団の生産性の低い農地でありまして、第2種農地と判断いたしました。第2種農地は原則不許可ですが、代替性もなく問題ないものと考えております。

順位3 2番は、通路への転用申請になっております。申請地はJR左沢線高松駅からほど近く、転用の許可基準に定める距離の範囲内に位置する農地でありますことから、第3種農地と判断しております。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用の目的は問題ないものと考えております。

順位3 3番は、宅地分譲用敷地総数8区画への転用申請になっております。都市計画区域内にある用途地域にある農地でありまして、第3種農地と判断いたしております。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位3 4番は、駐車場への転用申請となっております。申請地は農用地区域内の農地にありまして、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない小集団の生産性の低い農地でありまして、第2種農地と判断いたしました。第2種農地は原則不許可であります。代替性もなく、問題はないものと判断しております。

順位3 5番は、個人の住宅用宅地への転用申請となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地でありまして、第3種農地と判断いたしております。第3種農地は原則許可でありますので、農地区分と転用目的は問題ない

ものと考えております。

順位36番は、建て売り住宅用敷地への転用申請になっております。申請地は先ほどと同じく都市計画区域内にある用途地域にある農地でありまして、第3種農地と判断いたします。第3種農地は原則許可でありますので、農地区分と転用目的は問題ないものと考えております。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づきます調査の結果、不適な事項はなく、問題はないものと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第42号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第43号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員                   はい、議長。1番、鈴木です。

（議案書朗読）

続いて、13ページをご覧ください。

9月集計表で、西根3筆です。

以上です。

木村議長                   これは読まないの、細かいところ。

鈴木委員                   これも読むんですか。

木村議長                   数字も。

鈴木委員                   3筆、畑0.07、樹園地0.07、計0.14ヘクタールです。あと、地区審査では問題ありませんでした。

木村議長                   ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。後藤委員。

後藤委員                   はい、議長。10番、後藤です。

11ページをお願いします。

（議案書朗読）

続いて、13ページ目、お願いしたいと思います。集計表です。

5番目の柴橋地区ですけれども、筆数につきましては1筆です。面積は、田んぼで0.1ヘクタール。全て利用権設定等促進事業になります。地区の審査につきましては、■■■■さんは認定農業者でありますので異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。13番、猪倉です。

(議案書朗読)

続きまして、集計表をご覧ください。13ページです。

地区名、高松、筆数4筆、面積計0.39ヘクタール、畑0.39ヘクタールであります。譲受人は中核農家認定農業者であり、地区審査では異議もございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長)

はい、議長。

それでは、事務局から説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に照らし合わせまして、これらの案件は全て各要件を満たしておるものと考えます。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がございませんので、採決します。

議第43号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第43号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第44号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。16番、山田です。

資料につきましては、15ページであります。

(議案書順位8番、9番朗読)

9月18日の事前審査会で現地の確認をさせていただき、本日の地区審査会でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長                    ありがとうございます。  
                                  続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。  
                                  事務局からご説明申し上げます。  
                                  非農地証明につきましては、特にございませぬ。  
                                  以上であります。

木村議長                    これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長                    ないようですので、それでは採決します。  
                                  議第44号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長                    全員賛成ですので、議第44号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長                    次に、議第45号「寒河江市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直し案について」、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(事務局長)        はい、議長。  
                                  説明いたします。17ページをお開きください。

この指針というものが、寒河江市におきましては平成28年4月1日に施行された農業委員会等に関する法律の改正を踏まえまして、今後進めていく活動の指針といたしまして、平成30年2月26日に策定したものの見直しをするというものでございます。

従来、もともとの計画には令和5年3月までを目標年として設定しておりまして、なおかつ農業委員の改選期である3年ごとに見直しを行うということに位置づけておりましたので、今回の改選を機に見直しを図り、決定したいというものでございます。

中身につきましては、事前に配付させていただいて確認いただいているかと思いますが、主なものとしましては、遊休農地の面積、農地の集積・集約の目標面積につきまして、現状を踏まえて数値の見直しを図ったものでございます。もともとの目標値はかなり高いところを目指しておりましたが、この3年間、実際に取り組んでいただいた中で、現実的にこの数字を進めるには現場として追いつけるような数字ではないというところも踏まえまして、下方修正させていただいております。

また、今回、皆様からご意見を集めさせていただいて、その結果、修正した箇所については、19ページをご覧くださいまして、19ページは前のページから遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法ということで書かせていただいている中の④、⑤を追加しております。いただいたご意見の中に、地域にしっかり情報を共有しながら地域にそういう意識を持ってもらう必要があるという旨のご意見をいただいておりますので、その旨を追加したということと、必ずしも今後農地を維持していく上では担い手がなければ現実的に困難であるというご意見をいただいておりますので、家族農業も含めた経営形態の在り方を市の行政部局とともに検討すると

いう旨を追記しております。

その他につきまして大きく変更しているところはございません。ですので、このような内容を追記して、農業委員会のこれからの3年間、令和5年3月までの取組として進めていきたいと考えておりますし、このようなことを進めていくに当たって実際に課題となる部分については、市農林課の施策として実現してもらい、そして、農林課として農業を発展させるための活動として動いてもらうということも、一緒に連携を図っていきたいと考えております。

なお、参考までですけれども、現在、寒河江市の総合計画である第6次寒河江市振興計画について見直しの作業が進められておりますが、今回、ここで設定している遊休農地の解消目標及び担い手への農地利用集積目標につきましては、今回、見直しを進めている第6次寒河江市振興計画におきましても同じ数字を掲載することで、今、審議をかけております。ですので、農業委員会、市ともに同じ目標に向かって活動を進めていくという方向で、今、調整を進めておりますので、皆様におかれまして今回ご審議いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。何かございませんか。ありません。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第45号「寒河江市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直し案について」、原案のとおり決



定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第45号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時41分

令和2年9月25日

第10回総会 議長 木村 三紀

議事録署名委員 8番委員 大泉 孝彦

議事録署名委員 12番委員 菊地ひとみ